

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告1 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面 (14)

平成30年5月24日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議3係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同 永 井 翔 太 郎



第1 はじめに

原告らは、個別の損害項目について、本件訴訟においては厳格な損害立証を求めるべきではなく、被告東京電力に対する直接請求手続（以下「直接請求手続」という。）など裁判手続以外の手続における賠償基準に基づく賠償が最低限認められるべきであると主張している。

しかしながら、原告らがそのような裁判手続以外における賠償基準をことさらに主張・立証したとしても、原告らに個別の損害が発生した事実及び損害額を何ら立証するものではないから、かかる主張立証をもって訴訟上の立証に代えることはできない。

本準備書面では、第2で裁判手続における損害認定のあり方について述べた上で、第3以下では、原告らが主張する各手続の概要を説明し、その後原告らの主張に対して被告の反論を述べる。

第2 裁判手続における損害認定について

1 総論

原賠法に基づく原子力損害にかかる損害賠償請求は、民法の不法行為法の特則であるところ、不法行為制度の目的は、「不法行為に基づく損害賠償制度は・・・被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的する」（最判平成5年3月24日・民集47巻4号3039頁）とされており、不法行為がなければ被害者が置かれているであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額が損害であると解される（差額説）。

そして、損害の主張立証責任は、金額を含む損害の発生につき損害賠償請求をする者が負うとされているから、法律上の事実推定など法律によって立証責任が転換されているといった事情がない限り、損害賠償請求をする者が立証責任を負う。

また、損害賠償請求権が認められるためには、個別損害積上方式により算定された損害に相当因果関係が認められることを要し、この相当因果関係の要件についても、立証責任は損害賠償を請求する者が負うものとされているから、法律上の事実推定など法律によって立証責任が転換されているといった事情がない限り、原則、損害賠償請求をする者が立証責任を負う。

なお、その証明度は、「一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつそれで足りる」（最判昭和50年10月24日・民集29巻9号1417頁、最判平成12年7月18日・判時1724号29頁）とされている。

したがって、損害賠償請求が認められるためには、これを請求する者によって、個別の損害項目ごとに、それぞれ損害の発生及び損害額並びに当該損害と本件事故との相当因果関係の存在について、民事訴訟法第180条以下の定めに基づいた厳格な証明がなされなければ、損害を認定することはできない。

2 立証の必要性について

(1) 民事訴訟手続における損害認定には立証が必要であること

原告らが主張する損害の発生及び損害額については、民事訴訟法248条の例外を除いて、すべて厳格な証明が必要である。

すなわち、民事訴訟手続において、裁判官は、ある事実の存在または不存在が証明の対象となる場合に、当該事実に関して通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得る程度の心証を形成することが要求される。

これを訴訟当事者の側からみると、訴訟当事者は、裁判官が通常人であれば疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得る程度の心証を形成するに至るまでの立証活動をする必要がある。そして、このことは、当該事実が、

主要事実であろうと間接事実や補助事実であろうと異なるものではない。また、間接事実や補助事実に基づいて主要事実を事実上推定する場合（事実上の推定）であっても、前提事実たる間接事実や補助事実が証拠によって証明されなければならないことに変わりはないのである。

かかる立証の必要性は、民事訴訟手続である限り、原賠法に基づく原子力損害の賠償請求に関する事件においても同様である。

すなわち、民事訴訟手続は、当事者の意思に反してでも強制力を有する判決により紛争を終局的に解決しようとする強制的な紛争解決方法であり、その点で、大量の賠償請求に対して迅速な賠償の実施という目的のもと被告東京電力が任意に賠償を実施している直接請求手続や原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）における和解仲介手続（以下「ADR手続」という。）とは手続の性質が異なる。当事者の意思に反してでも紛争を解決するためには、当事者双方が対等に手続に関与し、双方の主張を十分に検討し、裁判所が公平な立場から裁定を下すという手続的な保障が不可欠である。

原子力損害賠償の請求方法としては、より立証の負担が少ないとされる被告東京電力に対する直接請求手続やADR手続も利用することができる。ところ、本件の原告らは、そのような手続を選択することなく、あえて民事訴訟手続を選択しているのであるから、本件訴訟においては、当然ながら、民事訴訟法の規定に則った証明を行う必要がある。

この点については、本件事故に関する同種事件においても、「本件事故と相当因果関係があるというためには、原告において、本件事故が原告の主張する損害の全部又は一部を招来した関係を是認しうるほどの高度の蓋然性を立証することが必要」（乙D共193，東京地方裁判所平成27年7月1日判決）と説示されている。本件のような集団訴訟は、訴訟法上は通常共同訴訟に位置付けられるが、通常共同訴訟が基本的には個別訴訟を束ねたもので

あると理解されていることからすれば、集団訴訟においても、原告ごとに個別に、損害の発生及び損害額が検討される必要がある。

したがって、本件訴訟においては、原告らにおいて、原告らの個別の損害の発生及び損害額を立証する必要がある。

(2) 民事訴訟法248条の例外にも当たらないこと

民事訴訟法248条は、「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」と規定している。これは、「損害の発生」について立証されたことを前提として（東京高等裁判所平成15年9月22日判決・判例秘書登載）、損害の性質上、「損害額」を立証することが極めて困難であるときに、裁判所が相当な損害額を認定することを認めるものである。

しかしながら、原告らの主張及び現在の立証では、原告らの個別の損害の発生自体が立証されているとは言い難い。

また、「損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるとき」とは、談合があった場合の指名競争入札の落札価格（奈良地判平成11年10月20日判例タイムズ1041号182頁）、家屋が焼失して内部の家財が失われた場合の家財の額（東京地判平成11年8月31日判時1687号39頁）、特許権を目的とする質権の設定を受け、その登録申請をしてこれが受け付けられた者が、特許庁の担当職員の過失により後から申請された登録が先にされたため、質権を取得することができず損害が発生した場合（最判平成18年1月24日民集219号319頁）、和解によって採掘権を確認する以前に採掘権侵害により採掘した採石の量（最判平成20年6月10日民集288号181頁）などの損害額の算定が難しい極めて例外的な事例に限られている。

これに対し、本件訴訟において原告らが主張する個別の損害は、避難費用などは領収書等で、逸失利益については本件事故前3か月程度の収入額と本件事故後の収入額を示す書類（給料明細等）で、不動産については本件事故前の時価及び本件事故後の時価を不動産鑑定等で、動産については帰還困難区域等であれば格別、それ以外の区域であれば一時帰宅の際に、あるいは避難指示解除後に家財の品目を写真等で示し、同種同程度の品目の価値を調査することにより、いずれも損害額の立証を行うことが可能である。

したがって、本件において、「損害の発生」も「損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるとき」も要件を充足しないから、民事訴訟法第248条を適用する余地はない。

（3）事実上の推定

事実の認定は、主要事実の存否を直接証明する証拠（直接証拠）がなくとも、他の事実（間接事実）を基礎として、経験則を用いて行う推定に基づいてすることも許され、事実上の推定が成立するかどうかは、証拠と間接事実の証明力及び経験則の蓋然性の強弱によって決まる。

この場合であっても、間接事実を経験則による事実上の推定の基礎とするためには、最低限高度の蓋然性の証明を要し、主要事実の存否を認定するために必要となる心証の程度は場合によって異なることとなる。

しかるに、被告東京電力に対する直接請求手続やADR手続において被告東京電力が支払った結果は、個別具体的な事情の下で被告東京電力や仲介委員が個別に判断したものであって、これと異なる当事者、異なる状況の本件損害賠償請求と同様に考えることができるとの経験則は存在しない。

また直接請求手続やADR手続は大量迅速な処理が要求され、直接請求手続においては立証が十分なされているか否かに関わらず賠償に応じざるを得ない状況にあり、大量迅速処理を可能にするものとして一定の基準が存する

が、個別事案について厳格な証明を要求する民事訴訟手続における立証に援用ないし類推適用できるものでもない。

以上のとおり、直接請求手続やADR手続における結果や基準は、前述した損害の発生及び損害額、並びに、相当因果関係といった要件事実の存在を推認することはできない。

第3 裁判外手続における賠償基準や和解結果等は、裁判手続における損害の立証に代えることができないこと

1 総論

原告らは、個別の損害項目について、本件訴訟においては厳格な損害立証を求めるべきではなく、ADR手続や直接請求手続など裁判手続以外の手続における賠償基準や和解結果等に基づく賠償が最低限認められるべきであるなどと主張している。

原告らのこのような主張は、裁判手続における個別の損害の発生及び損害額についての厳格な立証に代えて裁判外手続における賠償基準や和解結果等を主張・立証するものと解される。

(1) 自主的紛争解決方法であること

しかしながら、直接請求手続やADR手続は、あくまで、裁判手続外の自主的紛争解決方法であって、実体法上の私的自治の原則に由来する私的性格を有するものであり、裁判所による公的かつ強制的な紛争解決方法である訴訟手続とは、その目的及び性質が全く異なるものである。

すなわち、ADR手続において、被告東京電力は、ときに立証が不十分であると考えられる和解案や被告東京電力の損害に関する基本的な考え方と異なる損害認定がなされた和解案を受諾することもあるが、それは、ADR手続が「原子力損害の賠償に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図る」（原子

力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程の第1条) という目的を有する手続であることを踏まえ、紛争の迅速かつ適正な解決及び和解案の尊重という観点から検討したものである。

被告東京電力は、ADR手続において提示される和解案については、あくまで訴訟手続に至る前の自主的紛争解決であることを前提として諾否を検討しており、かかる和解合意が訴訟手続において何らかの「規範」として用いられることは想定していない。

仮にADR手続における各和解合意が、訴訟上も何らかの「規範」として用いられるようなことになれば、被告東京電力がADR手続において和解案の諾否の検討にあたり、現在のような比較的柔軟な検討を行うことが困難となるおそれもあり、上記「紛争の迅速かつ適正な解決を図る」という目的を没却することにもなりかねない。

(2) 大量迅速処理のための特別な手続であること

また、直接請求手続において、被告東京電力は、大量の賠償請求に対して迅速な賠償の実施という目的のもと、中間指針を踏まえて作成した被告東京電力の賠償基準に基づいて、請求者に対して特に厳格な証明を求めることなく賠償することがあるが、これはあくまで当該賠償基準の範囲内で、任意に賠償を実施しているものである。

これに対し、訴訟手続は、当事者の意思に反してでも強制力を有する判決により紛争を終局的に解決しようとする強制的な紛争解決方法であり、直接請求手続やADR手続とは手続の性質や強制力の根拠が全く異なるものである。当事者の意思に反してでも紛争を解決するためには、当事者双方が対等に手続に関与し、双方の主張を十分に検討し、裁判所が公平な立場から裁定を下すという手続的な保障が不可欠である。

(3) 小括

本件の各原告は、直接請求手続やADR手続も利用することができるどころ、そのような選択をすることなく、あえて訴訟手続を選択しており、訴訟手続において原告らに対して厳格な証明を求めたとしても何ら酷ではない。

以下では、ADR手続や直接請求手続の制度概要について更に詳細に説明した上で、ADR手続における「基準」や直接請求手続において被告東京電力が作成した賠償基準は、裁判手続における個別の損害の立証に代えることができないことを明らかにする。

2 ADR手続とは

(1) 目的

政府は、平成23年4月11日、原賠法第18条1項に基づいて、本件事故に関して、原子力損害の賠償を円滑に進められるよう、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等の業務を行わせるため、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を設置し、賠償に関する指針を策定するとともに、平成23年8月5日には、審査会の規則を制定、改正し、訴訟外で和解を仲介する機関としてADRセンターを設置した（乙D共194、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告の12～16頁）。

(2) 組織・体制

ADRセンターは、平成29年12月時点で、総括委員3名、総括委員会顧問（総括委員会からの求めに応じ和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を行う審査会の特別委員）4名、仲介委員（総括委員会による指名を受けて和解仲介手続を実施する審査会の特別委員（弁

護士)) 276名, 調査官(仲介委員を補佐する弁護士) 181名, 和解仲介室職員(派遣職員等を含む。) 144名の体制から成っている(乙D共195, 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書(平成29年における状況について)の3頁)。

(3) 和解仲介手続の実施状況について

ADRセンターにおけるこれまでの和解仲介手続の実施状況は, 平成30年5月11日現在の速報値で, 申立件数が2万3703件, 既済件数が2万2033件(うち全部和解成立: 1万7964件, 取下げ: 2310件, 打ち切り: 1758件, 却下: 1件), 現在進行中の件数が1670件(うち現在提示中の全部和解案: 159件), 全部和解成立件数が1万7964件である(乙D共196, ADRセンターホームページ「和解仲介手続の実施状況(平成30年5月11日現在)※速報値」)。

(4) ADR手続の特徴について

ア 非公開手続であること

ADRセンターの業務規程では, 「和解仲介手続は, 公開しないものとする。」(乙D共197, 和解仲介業務規程第30条1項柱書)とされている。

また, 傍聴については, 和解仲介手続が原則として非公開と定められている趣旨に鑑み, 仲介委員が当事者との関係等に照らして相当と認めた場合や司法修習生による司法修習の一環としての傍聴の場合以外は, 原則として認められていない(乙D共198, 和解仲介手続の傍聴について(総括委員会の平成29年3月14日付け決定))。

もっとも, ADRセンターの業務規程では, 「仲介委員及び当事者の意見を聴いた上で, 和解仲介手続の結果の概要を公表することができる。」

(乙D共197, 和解仲介業務規程第30条2項)とされていることから、ADRセンターは、平成24年4月以降、ホームページ上において、順次、和解仲介手続の結果の概要を公表している。平成30年4月23日現在、同センターのホームページ上では、和解事例1から同1290までが公表されている(乙D共199, ADRセンターホームページ「和解仲介の結果の公表について」)。上記(3)のとおり、平成30年5月11日現在、全部和解成立が1万7964件であることから、これまでに全部和解が成立した事案のうち約90パーセント以上の和解仲介の結果は非公開となっている。

公表されている和解事例の取扱いについては、和解事例を公表しているADRセンター自身が、「和解仲介は原則として個別事案を対象として行われることから、上記各書面において一般的な基準が表明されていても、それらの意義及びその適用範囲については、自ずと限界がある。」(乙D共200, 同「和解事例の公表について」)と注意喚起していることに留意する必要がある。

イ 被告東京電力は、ADR手続においては、早期解決の観点から、ADRセンターの仲介委員が提示する和解案を尊重して、受諾するという対応をしていること

ADR手続においては、当事者は、ADRセンターの仲介委員が提示する「和解案」(業務規程第28条1項)に対して「諾否の自由を有する」(同第28条4項)とされており、被告東京電力には仲介委員が提示した和解案を受諾する義務はない。

もっとも、被告東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、被告東京電力が平成23年10月28日に公表した「特別事業計画」(乙D共201)や平成25年12月27日に公表した「新・総合特別事

業計画」(乙D共202)において、ADRセンターが提示する和解案を尊重することを表明しており、被告東京電力が和解案の受諾を拒否した件数はごくわずかである。ADRセンターの整理によれば、被告東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった件数は、平成25年10件、平成26年42件、平成27年9件、平成28年7件、平成29年4件とされているが、これらは全体の和解成立件数と比較して、いずれも1%未満の割合にとどまっている(乙D共195、原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書(平成29年における状況について)の13頁)。

被告東京電力としては、被害者の方々の立場に立ち、紛争処理の迅速化に積極的に貢献するため、ADRセンターにおいて提示される和解案について、これを尊重することとし、損害の認定や相当因果関係の考え方において仲介委員が提示した和解案と意見が異なるような場合であっても、互譲の精神により受諾した事案も少なからずある。

このことは、文部科学省研究開発局原子力損害賠償対策室が公表している原子力損害賠償事例集(乙D共203)において、「一般に、和解の性質として、損害賠償請求権の成立が明白である場合であっても、また逆に損害賠償請求権の成立要件のすべてが明白には認められない場合であっても、当事者の互譲の精神に従って一定の解決がなされる場合がある。本事例で紹介する和解においても、法的判断を行ったというより、そのような互譲の精神により解決がなされたことが窺われる事案も散見される」とされている。

ウ 総括基準について

ADRセンターの総括委員会は、ADR手続において和解の仲介を進めていく上で、多くの申立てに共通する問題点に関して、一定の基準を示すものであって、仲介委員が行う和解の仲介にあたって参照されるものとし

て、総括基準を公表している（ADRセンターホームページ）。

総括基準は、ADRセンターが独自に策定したものであって、①法令上の規定はないこと、②国民が自由に見聞できる公開の場で策定されたものではないこと、③専門委員の広範な調査に基づく事実に依拠するものではないこと等の点において、中間指針等とは異なるものである（乙D共203の8頁脚注2）。

また、総括基準は、仲介委員の判断を拘束するものではなく、仲介委員は個々の事案に応じて、総括基準とは異なる和解の仲介を行うことができる。

（5）小活

以上からすれば、ADR手続は、訴訟手続とは異なり、個別の事案について互譲の精神の下に和解をあっせんすることを目的とする手続であり、非公開の手続で行われ、結果についても殆ど公表されていないものである。

しかるに、一部公表されているにすぎない個別事案に係る和解事例や総括基準等について、本件との個別・具体的な異動を検討することもなく、訴訟手続で使用されるような「規範」であるかのごとく用いることが許されるはずはないのであるから、ADR手続における和解の結果を、訴訟手続において主張、立証したとしても、訴訟上の立証に代えることができないことは明らかである。

3 直接請求手続とは

（1）目的

直接請求手続は、被告東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴うすべての原子力損害について、被告東京電力が、個人・法人・個人事業主・農林漁業者など被害者に対して直接に賠償を実施するための手続である。

(2) 組織・体制

被告東京電力は、平成23年4月28日、福島原子力被害者支援対策本部内に福島原子力補償相談室を設置し、以下の体制を整えた。

- ・ 請求関連手続きの一元的な受付窓口となる「補償運営センター」
- ・ ご意見・ご相談を承る「補償相談センター（コールセンター）」
- ・ 現地で対応を行う「地域の補償相談センター」（計14拠点）

また、被告東京電力は、中間指針を踏まえ、平成23年8月30日に個人に関する賠償基準を、同年9月21日に法人・個人事業主に関する賠償基準を策定して賠償を実施しており、同年10月24日時点で、総計7600人規模の体制（派遣・委託を含む。）であった（乙D共201，特別事業計画の14頁）。

その後、平成24年2月に、一部の車両の賠償を開始したことに伴い、車両の賠償に係る請求内容の確認・賠償額算定等を行う「資産補償グループ」を新設するとともに、各種団体からの請求に対応する「団体補償管理グループ」「団体補償受付グループ」を新設した。また、自主的避難等に係る損害賠償に対応する体制として、同年2月28日の「自主的避難等ご相談専用ダイヤル」（最大900回線）の設置に加え、補償運営センター及び福島県の補償相談センターの要員を強化し、社員約400名を含む6200名規模（ピーク時）の体制を整えた。この結果、賠償業務全体で社員約3300人を含む1万3100人規模の体制となった（乙D共204，総合特別事業計画の30頁）。

(3) 請求受付数など

直接請求手続においては、平成30年5月18日現在の請求受付件数（延べ件数）が、個人からの請求が約105万9000件、個人からの自主的避難等に係る損害の請求が約130万8000件、法人・個人事業主からの請求が約47万8000件となっており、これまでに、約8兆1918億円を賠償している（乙D共205、原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績）。

（4）手続の特徴

被告東京電力は、被害者の方々の事情を踏まえ、以下の方針により賠償を進めている（乙D共201、特別事業計画の16頁）。

- ・ 個人の方からは、世帯単位・複数の賠償項目をまとめてご請求いただき、請求書や領収書等を一括して確認
- ・ 全損害項目の一括の御請求、一部の項目のみのご請求の両方を受け付け。合意に至った項目を先行お支払い、残る損害項目は、引き続き協議
- ・ 中間指針に沿って、漏れのない請求を可能とするべく網羅的な請求書を作成するとともに、中間指針で示されていない種類の損害についても請求書を準備し、個別に御事情をお伺い

さらに、被告東京電力は、上記緊急特別事業計画の中で「親身・親切的な賠償のための5つのお約束」のうちの一つとして「迅速な賠償のお支払い」を約束し、請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了し、合意書を返送後1週間から2週間を目途に賠償金をお支払いする旨の目安を公表している。

（5）賠償の対象及び水準

直接請求手続における賠償内容は、概ね中間指針等に基づくものであると

ころ、その詳細については被告東京電力準備書面（１）で整理したとおりである。

すなわち、本件訴訟の原告らの大部分は本件事故発生時点において自主避難等対象区域又は区域外に居住していたものであるところ、直接請求手続における避難慰謝料や避難交通費などの賠償は、避難等対象区域内に居住する方々に対する賠償基準として策定されたものであって、自主避難等対象区域等の賠償基準として定められたものではない。

そして、避難等対象区域内の居住者は、本件事故の避難指示により強制的に避難を余儀なくされたものであることなどから、高額な水準の賠償を実施しているものである。

例えば、避難交通費については、いわゆる標準交通費という名称で都道府県単位での移動を基礎にして交通費を算定する方法を採用しているが、これは、被告東京電力が、直接請求手続において迅速に賠償するために、移動元都道府県から移動先都道府県への移動であればどのような地点間の移動であっても相当な賠償となるよう定めたものであり、実際の避難者の住所や避難先如何によっては、高額な水準となっている場合も多いのである。

（６）原子力損害以外の損害を賠償した場合における精算合意の存在

大量の請求を迅速に処理して被害者の救済を図るという被告東京電力の直接請求手続においては、請求者から特段の説明がない限り、定型的な審査手続により迅速に賠償金を支払う一方、請求書中に、確認事項として、概算賠償を行う場合には概算で支払われた賠償金額と過不足の精算を行うことを記載して、請求者においてこの点を確認した上で、このような請求書に基づいて受け付けた請求に対して賠償金を支払っており、賠償金の算定の基礎とされた前提事実と相違があった場合には、かかる精算合意に基づいて賠償金の返還を含む精算を行うことにしている。

すなわち、法人・個人事業主向けの共通の請求書のひな形には「今回の補償金についての留意点」と題する箇所で「『本件事故』によるほか、地震による損害であることが確認された場合には、地震による損害について精算させていただくことができます。」と、営業損害等（将来分）超過分の請求書のひな形には「原子力発電所の事故によらない損害が含まれていると認められる場合には、当該部分について精算または一定の統計データ等を利用して請求金額の修正をさせていただきます。」と記載されている。

請求者は、このような点を同意した上で、被告東京電力に対して当該請求書を送付して、賠償金の支払を受けており、このような精算合意に基づいて精算（返戻）がなされた事例も複数存在する。

なお、このような精算合意の存在を認めた裁判例としては、札幌地方裁判所平成28年3月18日判決がある（乙D共206）。

（7）小活

以上からすれば、直接請求手続は、被告東京電力が、訴訟手続等の紛争解決手続によることなく任意に、大量の請求を迅速に処理して被害者の救済を図るために設けた手続である。

加えて、本件訴訟の原告らの大部分は自主避難等対象区域又は区域外に居住していたものであるところ、直接請求手続における避難慰謝料や避難交通費などの賠償は、避難等対象区域内の方々に対する賠償基準として策定されたものであって、高額な賠償水準となっている。

また、精算合意が存在し、訴訟手続と異なって終局性もない。

したがって、直接請求手続は、訴訟手続とは異なる目的、特徴のある手続であり、ADR手続における和解の結果を、訴訟手続において主張、立証したとしても、訴訟上の立証に代えることができないことは明らかである。

4 ADR運用基準を訴訟手続における損害認定に用いることの不合理性

(1) 公表和解事例は、個別具体的な解決であり、一般化できないこと

原告らは、福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター運営委員会が作成した「原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の分析ver. 2」

(甲D共180の1)及び「原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の分析ver. 3」(甲D共180の2)で紹介されている公表和解事例の分析(サマリー)を「ADR運用基準」とであると主張し、実損額が基準を上回る場合のみ実損額によるべきことを認めた損害額推定基準として採用されるべきであると主張する(準備書面45の11, 12頁)

しかしながら、公表和解事例は、ADR手続の個別具体的な事案における個別具体的な解決の結果にすぎないのであって、一般化できるものではない。ADR手続においては、それぞれの事件の申立人の主張内容や立証の程度は千差万別であるところ、和解案はそれらの個別事情を踏まえて示されるが、ある当事者の個別事情が別の当事者にそのまま当てはめられるものではない。

また、上記第3の2(4)で述べたとおりADR手続は非公開手続であるところ、公表和解事例で公表されているのは、通常、数行の簡単な事案の概要と和解契約書のみであり(一部の公表和解事例では和解案提示理由書が公表されているが、成立事案38例、不成立事案1例のみである。)、当事者がどのような主張・立証活動を行なったのか、和解に至る経緯などの個別事情の詳細な検討は不可能である。原告らは、このような個別事情を詳細に検討することもなく、福島県弁護士会の委員会が公表した公表和解事例の分析(サマリー)をもって「ADR運用基準」とした上で、裁判手続でも最低限の基準とすべきなどと主張して一般化しているが、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

さらに、文部科学省がホームページで公表している原子力損害賠償事例集(乙D共203)においては、次のとおり記載されている。

- ・「和解内容の紹介に当たっては、できる限り、客観性・公平性を確保することを心がけたものの、当事者からの直接の聴き取り等を行っていない。そのため、記載された事実（特に和解に至った事情）に関しては、必ずしも当事者の認識とは一致していない可能性も存するものと思われる。」（10頁）
- ・「紹介する和解事例はそれぞれの個別事情に応じた和解仲介の結果成立したものであり、ADRセンターにおける和解仲介の全貌を示すものではなく、また、ADRセンターの和解仲介に関する特定の方針を示すものでもない。」（10頁）

以上から、ADRセンターや福島県弁護士会が公表する和解事例は、公表された和解事例が全体の一部にすぎないこと、作成主体や情報の収集過程において客観性・公平性が担保されているとはいえ、不完全な情報であること（実際に、全てのADR手続の当事者となっている被告東京電力にとっては、到底一般化できない事例が福島県弁護士会によって恰も一般的なものであるかのごとく記載されている。）などから、そもそも記載内容の信用性に疑問があるものである。

加えて、公表和解事例は、個別具体的な解決例にすぎないのであるから、厳格な証明が要求される訴訟手続における損害認定において、およそ一般化できるものではない。

（2）和解における紛争解決と裁判手続における事実認定は異なること

被告東京電力は、ADR手続において、和解案の受諾義務はないものの、早期解決の観点から、ADRセンターの仲介委員が提示する和解案を尊重して、受諾するという対応をしている。ADR手続で提示された和解案の中に

は、本件事故との相当因果関係が認めがたいものや、原子力損害の発生自体が認めがたいものも散見され、被告東京電力の考え方とは異なるものもある。

被告東京電力は、これまで迅速な賠償の実現という目的のもと、和解案を尊重する対応を行なってきたが、これは、あくまで和解における互譲の精神に則ったものであり（訴訟に至れば弁護士費用を要し、長時間多大な労力を割く必要がある。）、裁判上の対応とはまったく別の問題である。裁判手続においては、迅速な賠償の実現を目指すという点は共通するものの、裁判外和解手続であるADR手続と比べ、各当事者による十分な主張・立証活動を踏まえ、的確かつ適正な事実認定がなされる必要がある。

この点、前述した文部科学省の原子力損害賠償事例集においても、「一般に、和解の性質として、損害賠償請求権の成立が明白である場合であっても、また逆に損害賠償請求権の成立要件のすべてが明白には認められない場合であっても、当事者の互譲の精神に従って一定の解決がなされる場合がある。本事例で紹介する和解においても、法的判断を行ったというより、そのような互譲の精神により解決がなされたことが窺われる事案も散見される。」と記載されている（乙D共203の11頁）。

- (3) 総括基準は、ADR手続における損害認定に当たって参照とされる損害認定にかかる考え方の1つにすぎず、具体的な損害の発生や損害額の立証に代わりうるものではないこと

原告らは、総括委員会が公表している総括基準を「ADR運用基準」であると主張し、実損額が当該基準を上回る場合のみ実損額によるべきことを認めた損害額推定基準として採用されるべきであると主張する（準備書面45の11頁から12頁）。

しかしながら、総括基準は、ADRセンターが独自に策定したものであって、①法令上の規定はないこと、②国民が自由に見聞できる公開の場で策定

されたものではないこと、③専門委員の広範な調査に基づく事実に依拠するものではないこと等の点において、中間指針等とは異なるものであり（乙D共203の8頁脚注2）、過去の裁判例の分析や専門委員の調査した社会的事実等に基づくものではなく、互譲の精神に基づいて成立した個別性の強いADRセンターの和解事例の分析を基礎として策定されたものと解される。

また、総括基準は、仲介委員の判断を拘束するものではなく、仲介委員は個々の事案に応じて、総括基準とは異なる和解の仲介を行うことができるのであって、仲介委員が依拠しなければならない規範ですらない。

したがって、総括基準は、あくまでも和解の仲介手続を行うための一応の目安として定められたものにすぎないから、訴訟上の立証に代替し得るほどの実態を備えたものとみることはできないのであって、原告らの上記主張に理由はない。

5 直接請求手続における「基準」を訴訟手続における損害認定に用いることの不合理性

(1) 被告東京電力の賠償基準について裁判上も適用すべきとの原告らの主張は不合理であること

原告らは、被告東京電力が策定した賠償基準を下回る損害額を主張することは、信義則や禁反言の法理に反し、許されないなどと主張している（準備書面45の16頁）。

しかしながら、被告東京電力が策定した賠償基準は、中間指針等の考え方を踏まえて策定されており、不法行為による損害賠償の一般的な法的枠組みに沿うものではあるが、同時に、被害者救済の観点より、極めて多数の損害賠償請求に応じて簡易かつ迅速に十分な賠償額を算定し、賠償を実施できるように配慮して策定されたものであって、前記に述べた標準交通費の例に照らしても、迅速な支払を行うために高額な賠償水準となっているのであり、

常に実態に即したものであるとは限らない。

被告東京電力は、上記緊急特別事業計画の中で「親身・親切的な賠償のための5つのお約束」のうちの一つとして「迅速な賠償のお支払い」を約束し、請求書類等の到着から3週間以内を目途に必要な書類の確認を終了し、合意書を返送後1週間から2週間を目途に賠償金をお支払いする旨の目安を公表しているように、直接請求手続においては、極めて多数の損害賠償請求に応じて簡易かつ迅速に十分な賠償額を算定することを前提として、訴訟手続によらずに任意に解決することを前提として、高額な賠償水準を設定している。

これに対して、裁判手続においては、一方当事者の同意なくして終局的な判断が示されるものであるから、各当事者による十分な主張・立証活動を踏まえて的確かつ適正な事実認定がなされるべきは当然であり、かつ実際に各原告らに生じている損害額を超える賠償請求を認容する余地はないのであるから、原告らは、各個別の損害の発生及び損害額を主張、立証する必要があるのである。

(2) 信義則や禁反言の法理の主張について

原告らが、信義則や禁反言の法理に反すると主張するのは、結局、避難等対象者への賠償額と比較して避難等対象者以外への賠償額に差があるという点に尽きると解される。

例えば、準備書面45の6頁では、避難等対象者である「家族A」と避難等対象者に該当しない「家族B」を比較し、避難の相当性が認められた場合には「家族B」にも「家族A」と同じ基準で避難費用を賠償するのであれば、「家族A」との比較で不公平であると主張している。

しかしながら、民事訴訟において、相当因果関係や損害は、当該事件において具体的に認定された事実を踏まえ、法的な判断を加えて判断されるべきものであり、直接請求手続における原告ら以外の第三者に対する賠償実績等

が、本件訴訟の原告らの損害額に何らの影響を与えるものではない。

また、避難等対象者とそれ以外で賠償額に差があることは、避難指示等の違い等を踏まえた取扱いの合理的な区別であり、このような区別を行うことについては、中間指針等も容認するものである。

しかるに、原告らは、被告東京電力が避難指示区域内の多数の居住者に対して、裁判外の手続において任意に、迅速な賠償を行うために高額な水準に設定した直接請求手続における賠償基準について、その事実上の差異や基準策定の経緯を看過して、区域外の請求者にも一律に適用すべきであると主張するものであって、失当である。

したがって、被告東京電力は、避難等対象者とそれ以外とで賠償基準の内容に差異を設けており、このような基準に基づき認否することが、信義則や禁反言の法理に反するという余地はない。

6 まとめ

以上からすれば、ADR手続及び直接請求手続は、いずれも訴訟手続とは異なる目的、特徴のある手続であり、ADR手続における和解の結果を、訴訟手続において主張、立証したとしても、訴訟上の立証に代えることができないことは明らかであり、原告らの主張は失当である。

第4 各損害項目にかかる原告らの主張が不合理であること

原告らは、準備書面45の別表Aにおいて、個別の損害項目ごとに原告らの主張を整理しているが、当該主張も不合理である。原告らは、今後、原告個別の準備書面において当該基準を援用して個別主張を行うものと考えられることから、被告東京電力としては、当該個別主張に対する反論の中で原告らの主張の不合理性を論ずることを予定しているが、以下の複数の項目については、比較的多数の原告らにおいて援用されることが想定されるので、予め反論してお

く。

1 避難費用（交通費）

（1）原告らの主張

原告らは、避難等対象者の交通費については、被告東京電力が直接請求手続において避難等対象者の避難交通費の賠償に準じて、同一都道府県内の移動については、移動手段にかかわらず1名につき移動1回あたり5000円、都道府県を越える移動については、「標準交通費」が最低賠償額であると主張する。そして、自主的避難等対象者の交通費については、避難等対象者と同様であるとしつつ、予備的な主張として、上記の8割が最低賠償額であると主張する（以上、別表A）。

（2）被告東京電力の反論

ア 実費賠償が原則であること

まず、避難等対象者及び自主的避難等対象者の区別にかかわらず、避難交通費については、いわゆる積極損害であり、いずれも、原告らが実際に支出した出捐額のうち、本件事故との間に相当因果関係が認められる範囲に限って、賠償の対象とされるべきである（実費賠償の原則）。

原告らの避難交通費は、各原告の避難経路や避難方法、回数等によって様々であると考えられる。それらについて具体的に主張・立証もない場合には、本件事故との間の相当因果関係や損害の発生が認定されるべきではない。

イ 直接請求手続の賠償基準が訴訟上も当然に妥当するものではないこと

被告東京電力の直接請求手続の賠償基準は、中間指針等の考え方を踏まえて策定され、不法行為による損害賠償の一般的な法的枠組みに沿うもの

ではあるが、同時に、被害者救済の観点より、極めて多数の損害賠償請求に応じて簡易かつ迅速に十分な賠償額を算定し、賠償を実施できるように配慮して策定されたものである。

直接請求手続においては、避難交通費を簡易かつ迅速に賠償額を算定するため、各避難等対象者の具体的な移動距離にかかわらず、県内の避難か県外への避難かを区別した上で、県外移動については都道府県別に典型的に判断しているのであり、賠償額が必ずしも実態に即したものであるとは限らない。かえって、多くの避難者の方にとって賠償の不足がないよう配慮して直接請求手続の賠償基準を策定した結果、当該基準を適用して算定した場合、ほとんどが実損害額を賠償額が大きく上回っているのが実情である。

例えば、双葉町から福島市内（JR福島駅）までの道のり距離は約75kmであるところ、自動車で避難した場合の交通費は、自賠責保険における通院交通費の計算方法として定着している「1km当たり15円」で計算すると1台あたり1125円となる。これに対し、直接請求手続における賠償基準で計算すると、1名が避難した場合、交通費は計5000円、家族3名が1台の自動車に同乗して避難した場合、交通費は計1万5000円となり、いずれも上記自賠責保険における計算方法で算定した交通費を大きく上回る。

また、直接請求手続においては、10万人を超えると言われる避難等対象者の避難交通費について、逐一領収証等の資料を確認することや、それぞれ避難経路を特定した上で、移動距離に応じた交通費を計算することは、事実上困難であるのに対し、本件訴訟は、原告らによれば避難等対象者である原告は30名、13世帯にとどまっているのであり、損害賠償請求の数的規模という点からも、領収証等の資料を確認することや、各原告のそれぞれの避難経路を特定した上で、移動距離に応じた交通費を計算するこ

とも十分可能であるから、直接請求手続とは前提としている状況が異なる。

このように、直接請求手続の避難交通費についての賠償基準は、必ずしも実態に即したものであるとは限らず、また、原告らの移動距離に応じて交通費を計算することも十分可能であるから、直接請求手続の賠償基準が訴訟上も当然に妥当するものではない。

ウ 直接請求手続の賠償基準が自主的避難等対象者に妥当しないこと

原告らは、自主的避難等対象者の交通費についても、避難等対象者と同様であるとしつつ、予備的な主張として、上記の8割が最低賠償額であると主張する。

しかしながら、上記イで述べたとおり直接請求手続における賠償基準が、訴訟上そのまま妥当するものでないことに加えて、そもそも直接請求手続における賠償基準では、自主的避難等対象者の避難交通費は対象外とされている。

直接請求手続において、領収証等の客観的資料の確認を求めず、簡易かつ類型的な計算方法により賠償を実施している理由の1つは、避難指示等により避難を余儀なくされた避難等対象者が避難交通費について領収証等の客観的資料を保管することが困難と考えられる点にあるが、自主的避難等対象者は、避難指示等により避難を余儀なくされたわけではなく、自主的避難の開始時期や避難方法についても様々であり、領収書等を保存することも可能であり、避難等対象者と同様に論ずることはできない。

なお、原告らは、予備的主張として、避難等対象者の8割相当額を請求しているが、原告ら自身が8割を基準とすることに合理性がないと認めているとおり（別表A，149頁参照），自主的避難等対象者の避難交通費が避難等対象者の8割相当額とすることに理由はない。

2 避難費用（宿泊費）

（1）原告らの主張

原告らは、避難等対象者の宿泊費用について、「領収書に記載の金額。但し、領収書がない場合でも1人当たり3000円程度」が最低賠償額である、親族等に対する宿泊謝礼等は、平均的費用を推計する方法による損害額が認められるべきであると主張する。なお、自主的避難等対象者の宿泊費については主張していない（以上、別表A）。

（2）被告東京電力の反論

ア 実費賠償が原則であること

宿泊費用は、いわゆる積極損害であり、原告らが実際に支出した出捐額のうち、本件事故との間に相当因果関係が認められる範囲に限って、賠償の対象とされるべきである。本件事故との間の相当因果関係（原告らが宿泊費を支出する必要性・相当性など）については、本件事故後の時間の経過や避難等指示の状況等の具体的な事情を踏まえて個別に検討されるべきであり、避難等対象者である原告らが宿泊費を支出したとしても、本件事故との間の相当因果関係が無制限に認められるわけではない。

イ 損害の発生及び損害額が立証されるべきであること

また、損害の立証の観点からは、原告らが実際に支出した出捐額、すなわち損害の発生及び損害額が立証されるべきである。

この点、原告らは、「領収証がない場合でも1人当たり3000円程度」などと主張し、損害の発生及び損害額の立証することなく、1人当たり3000円程度の賠償を求めている。

しかしながら、原告らが主張の根拠とする福島県弁護士会作成の「原子力損害賠償紛争解決センター和解事例の分析Ver. 2」でさえ、「領収証が

ない場合も、宿泊の事実が認められる場合には、3000円程度を認める」

(甲D共180の1の28頁、下線は引用者挿入)としており、宿泊の事実が認められる場合に、損害額の立証を緩和する趣旨と解される。損害の発生及び損害額を問題とすることなく、1人当たり3000円程度を最低賠償額であるとする原告らの主張には理由がない。

また、原告らの主張の根拠はADR運用基準であり(別表A)、かかる基準なるものが存在しないことは前記第3記載のとおりである。

なお、原告らが主張する「平均的費用を推計する方法による損害額」については、具体的内容や額が明らかにされておらず、認否の限りでない。

3 就労不能損害

(1) 原告らの主張

原告らは、中間収入の非控除限度額は、格別の立証を要することなく、1人月額50万円とし、個別の立証がなされた場合は1人月額50万円以上を認定することも可能であると主張する(別表A)。

(2) 被告東京電力の反論

ア 事故後収入の控除が原則であること

損害とは、不法行為がなければ被害者が置かれているであろう財産状態と、不法行為があったために被害者が置かれている財産状態との差額であると解される(差額説)、本件事故後に避難先等で就労したことにより収入を得た場合には、かかる収入を控除した上で、なお減収が生じた場合に就労不能損害が生じたといえるのである。

中間指針においても、就労不能損害とは、「給与等の減収分」(乙D共1、中間指針の26頁)であり、「給与等の減収分は、原則として、就労不能等となる以前の給与等から就労不能等となった後の給与等を控除した

額」（同27頁）と、差額説の考え方をとることを明らかにしている。

また、かかる賠償の終期としては「対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日」としており、かかる終期の検討にあたっては、「被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されている。」との一般論（乙D共1の4頁）を前提としつつ、「一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度があることや、早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行った者が存在することに留意する必要がある。」としている（同28頁）。

このような考え方は、我が国の損害賠償実務において定着した考え方であり、交通事故の損害賠償請求にかかる裁判においても、交通事故後の収入があれば損害から控除される取扱いがなされるのが一般的である。

イ 直接請求手続において「特別の努力」を認めて事故後収入を控除しない取扱いは例外であること

被告東京電力は、中間指針第二次追補において、「就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。」（乙D共5，中間指針第二次追補の11，12頁）とされたことを踏まえ、直接請求手続においては、本件事故以降に転職や臨時の就労等によって新たに就労した勤務先から得られた収入についても、一定の範囲については、本件事故がなければ得られたであろう収入から控除しない取扱いを行っている（乙D共207，平成24年6月21日付けプレスリリース「個人さまに対する4回目のご請求書類の発送について」）。

もともと、直接請求手続においても、無制限にそのような取扱いを認めているわけではなく、本件事故後に収入があった場合には損害額から控除することが原則であることに変わりない。対象地域や対象期間などにより厳格にその対象範囲を限定した上で、訴訟外の任意の解決であることを前提に、柔軟かつ例外的な対応を行なっているにすぎない。訴訟手続は、直接請求手続とは異なる。

また、そもそも直接請求手続においても、原告らの多くがそうであるように、自主的避難等対象区域に居住し、同地域で就労していた自主的避難等対象者については、上記例外的な対応の対象外である。

ウ 避難等対象区域からの避難者に限定されること

自主的避難等対象区域においては、本件事故直後の混乱期（平成23年4月22日まで）の一時的な避難を超えて避難すること、もしくは混乱期の後に避難することは、原告らの判断によるところであるから、本件事故との間に相当因果関係を認めることはできない。

また、妊婦・子どもの避難に伴って避難するため、退職したとしても、その就労不能損害は本件事故と相当因果関係を有するものではない。交通事故で介護を要する者の介護をするために退職した者の就労不能損害は通常相当因果関係ある損害とは考えられていない。

自主的避難等対象区域からの避難者についてADR手続等で休業損害を賠償している例はあるが、前記のとおりADR手続における個別の事情に基づくものであり、当該事情は対外的に明らかにならないのであるから一般化することはできないし、和解案が提示されれば、訴訟になった場合の費用の増加を見越しつつ、また和解案の尊重と迅速な解決の観点から、和解案を受諾することがほとんどであり、被告東京電力がADR手続の和解案を受諾したからといって、本件訴訟の審理において相当因果関係や損害

の発生が認められる関係にはない。

エ 終期

前述のとおり，中間指針が「従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日」を就労不能損害の賠償終期としているように，法律上，就労不能損害について本件事故との相当因果関係が認められる期間については合理的かつ相当な限度がある。

このような限度については，例えば，不当解雇による事実上の失職後の賃金相当額の逸失利益の賠償を認めた裁判例においても「本件解雇と相当因果関係を肯定できる逸失利益の範囲については，通常，再就職に必要と考えられる期間の賃金相当額に限られるものと解すべきである」旨判示されているとおりである（東京地方裁判所平成27年2月27日判決・労働経済判例速報2240号13頁，東京地方裁判所平成23年11月25日判決・労働経済判例速報1045号39頁）。

そして，かかる具体的な期間について「通常，再就職に必要と考えられる期間」は，数か月から長くとも1年程度と判断されている事例が多数である（前掲東京地方裁判所平成27年2月27日判決，東京地方裁判所平成23年11月25日判決では，いずれも3か月とされている。）。

また，公共用地取得に伴う損失補償においては，退職者補償として「再就職に通常必要とする期間中」の従前の賃金相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償することができるものとされており（公共用地の取得に伴う損失補償基準第62条），当該期間は最長1年と定められている（同細則41条）。

さらに，失業保険給付において，身体障害者等の就職が困難な者についても，給付期間が原則として最長1年以内とされている（雇用保険法22条2項，同施行規則32条）。

したがって、避難等対象区域からの避難者について、仮に就労不能損害が認定されるとしても、避難の時から1年程度の合理的な期間に限られるべきである。

オ 小活

したがって、避難等対象区域からの避難者について、本件事故前の収入と本件事故後に通常の就職活動により得られる収入との差額について避難後1年間で損害として認容されるべきである。

本件事故以降に転職や臨時の就労等によって新たに就労した勤務先から得られた収入について、格別の立証をすることなく、また、避難指示の有無にかかわらず、一律に控除しないよう主張する原告らの主張に理由はないことは明らかである。

4 営業損害

(1) 原告らの主張

原告らは、「ADRにおけるように、損害の立証方法は、確定申告書、領収書等の客観的資料がなくとも、厳密な立証までは求めることなく、原告ら等の陳述に基づく方法によりなされるべきである」（準備書面45の108頁）と主張する。

(2) 被告東京電力の反論

営業損害についても、本件事故前の利益と本件事故による利益との差額が損害となる。

また、政府による避難指示を理由に営業損害の賠償を主張するのであれば、避難等対象区域に事業所があったか同区域からの避難に限定されることは前記3と同様である。

そして、営業損害の算定の基礎となる売上及び営業利益等の減少額、利益率等については、確定申告書等の提出なくして、およそ認定することはできず、原告らの主張は明らかに失当である。

また、ADR手続においても、営業損害の審理にあたっては、原則として確定申告書等の提出は必須であるとされており、確定申告書等の客観的資料が提出されていないことを根拠として審理が打切りとされた事案も複数存在するのであるから、原告らの主張は、そもそもの前提を誤っている。

すなわち、原告らは、ADR手続においては、厳格な立証が求められず、陳述に基づく方法が一般的であるかのように主張するが、ADRセンターがホームページで公表している「和解の仲介の申立てに当たって」（乙D共208）と題する文書では、「損害額算定等のために必要な証拠書類（領収書、証明書など）は、全て提出してください。」とされており、原則として、証拠書類による立証が求められている。

また、営業損害については、「法人・個人事業主の方へ」（乙D共209）と題する文書において、決算書及び月次資料の提出を求めている。

このように、ADR手続においても、原則として、客観的資料の提出が求められており、営業損害の請求については、決算書及び月次資料の提出が求められているのであって、請求者の陳述に基づいて損害額が認定されているわけではない。確定申告書等の数値のみからは判明しない事項について請求者の陳述で補うことがあったとしても、基本的には決算書等の客観的資料による損害認定がなされているのである。

以上